

全 住 協 第 3 1 1 号
令 和 3 年 1 月 2 7 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

横浜市の自治会町内会加入促進支援事業に対する協力依頼への対応について

横浜市長から標記について以下のとおり依頼がありましたので、同市内での事業活動の際にはご協力のほどお願いいたします。

(参考) 横浜市町内会連合会ホームページ <http://www.yokohama-shirenkai.org>

横浜市市民局ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/chikatsu/>

市 地 活 第 4 0 3 号

令 和 3 年 1 月 1 9 日

一般社団法人 全国住宅産業協会
会長 馬場 研治 様

横浜市長 林 文子



横浜市の自治会町内会加入促進支援事業に対する協力について（依頼）

日頃から横浜市政に対して、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本市では、防災、防犯、環境美化等の活動を通じて、住みよい地域社会の形成や地域課題の解決に取り組んでいる自治会町内会が行う加入促進活動への支援を積極的に進めております。しかしながら、本市の自治会町内会加入率は、逡減傾向にあり、地域からは、「マンション入居者が自治会町内会に加入しない」、「新築マンションが建ったが、自治会町内会を置いていないため、地域全体での防災活動やごみ収集などに支障が生じている」などの声もあがっております。

つきましては、不動産関係者の皆様の御協力を賜りたく、貴協会におかれましても、本市の取組を御理解いただくとともに、加盟各社への周知、協力等のお取り計らいをいただきますようお願いいたします。

加盟各社への具体的な依頼内容

横浜市では、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」に基づき届出を受けた開発情報について、市民局及び区役所地域振興課（区連合町内会事務局）で共有しているほか、新たに転入された方へ自治会町内会加入案内リーフレットを配布するなど、自治会町内会への加入を呼びかけています。加盟各社におけるマンション入居者や区役所、近隣の自治会町内会からの相談対応につきまして、以下御協力をお願いいたします。

(1) 不動産仲介業各社へのお願い

物件契約の際には、契約者に対して、自治会町内会に関するお問い合わせ先（各区地域振興課）を明記した印刷物の配布や口頭での情報提供などの御協力をお願いいたします。

(2) 不動産建設業・販売業各社へのお願い

新たにマンション等が建設された場合、近隣の自治会町内会に加入するか、自治会町内会を新設するかのいずれかになります。各社におかれましては、販売に伴う契約説明会や入居者説明会の実施前までに、近隣の自治会町内会へ御相談くださいますようお願いいたします。なお、自治会町内会の連絡先や会の概要等必要な情報は、区役所地域振興課から提供いたしますので、御連絡ください。

また、区役所地域振興課では、自治会町内会の新設支援及び近隣自治会町内会への加入の取次を行っております。入居予定者、建築主等から自治会町内会への加入、または新規設立についての相談があった場合には、御案内をお願いいたします。

<担当>横浜市市民局地域活動推進課 中野、熊谷

電話 045-671-2318 メール sh-jichikai@city.yokohama.jp

横浜市における自治会町内会の概要

1 自治会町内会数について（18 区別は別紙資料参照）

横浜市内には、約 3,000 の自治会町内会があり、さらに、地域ごとに複数の自治会町内会で構成する地区連合町内会が 253 団体あります。

また、地区連合町内会長で構成する区連合町内会（区連会）が各行政区ごとに、さらに 18 区の区連合町内会長で構成する横浜市町内会連合会（市連会）があります。区連会の事務局は各区役所地域振興課に、市連会の事務局は市民局地域活動推進課にあります。

2 加入率

自治会町内会への加入率は、全市平均で 72.4%（平成 31 年 4 月 1 日現在）と、逡減傾向にあります。また、18 区の加入率の状況は別紙のとおりとなっており、行政区によってかなりの差があります。

3 自治会町内会の主な役割

自治会町内会は、町や丁目などの一定の区域に居住する人々が、それぞれの地域に起こる課題を解決したり、住民相互の親睦を図ることを目的に自主的に組織された任意の住民団体であり、地域に住む人で、会の趣旨に賛同する人なら誰でも加入できます。

自治会町内会の活動としては、地域住民の福祉増進を目的とした活動を行うとともに、新旧住民の交流や親睦を図り、いざという時に助け合える住民同士の「絆」を育んでいます。

また、様々な地域の課題解決に積極的に取り組みながら地域の将来やニーズを考慮した地道な活動を行っています。

安全・安心で快適、住み良いまちづくりが最も重要な課題としてあげられる昨今では、日頃の犯罪に対する目配りや災害など、不測の事態や緊急の課題、清掃美化活動やごみの分別収集にも対応する、最も身近な拠り所として、近隣助け合いや人とのつながりを基盤とする自治会町内会の役割は、ますます重要になっています。

4 主な活動内容

自治会町内会では例えば、このような活動をしています。

- ・町の清掃美化活動 ・ヨコハマ 3 R 夢（ごみの分別と減量）の推進 ・防犯パトロール ・防犯灯の維持管理
- ・防災訓練 ・敬老お祝い ・子ども会の活動支援 ・レクリエーション（盆踊り、夏祭り、運動会等）
- ・募金活動（赤十字、赤い羽根、歳末助け合いなど） ・公園の維持管理（清掃、草取りなど）
- ・広報配布や行政情報の回覧 ・まちのルールづくり等

5 行政からの財政支援

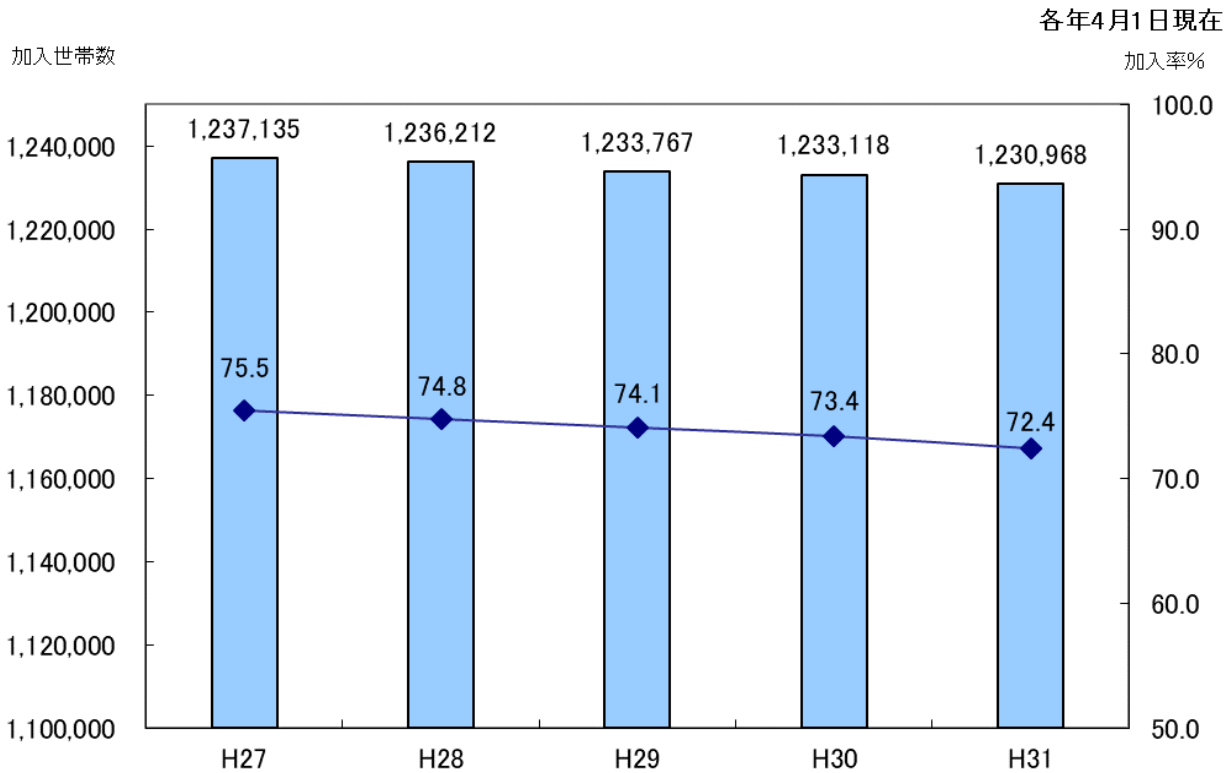
自治会町内会が自主的に取り組む上記の活動に対して、加入世帯あたり 700 円を上限とする地域活動推進費（補助金）を申請に基づき交付しています。

横浜市における自治会町内会等団体数一覧

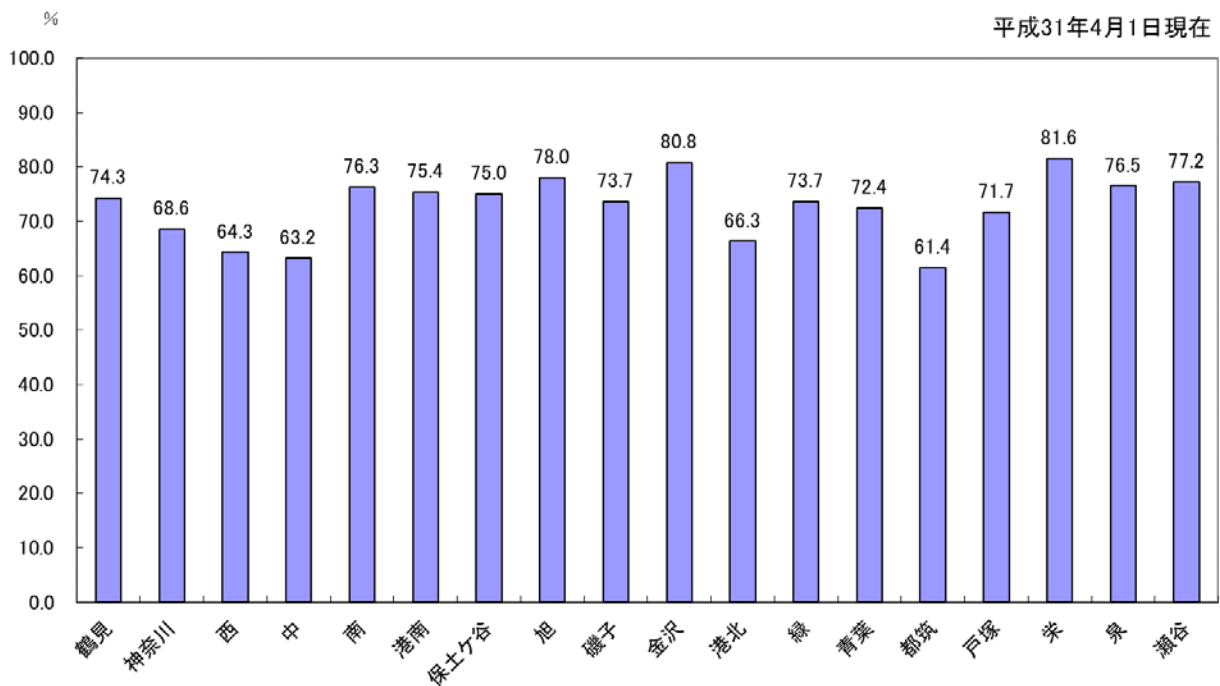
(平成31年4月1日現在)

区名	世帯数 A (世帯)	自治会町内会		
		団体数 B 団体	加入世帯数 C (世帯)	加入率 C/A (%)
鶴見	139,035	126	103,295	74.3%
神奈川	124,944	178	85,738	68.6%
西	54,931	98	35,347	64.3%
中	80,627	130	50,970	63.2%
南	99,353	206	75,772	76.3%
港南	93,453	169	70,452	75.4%
保土ヶ谷	95,533	197	71,638	75.0%
旭	105,633	236	82,393	78.0%
磯子	76,719	169	56,521	73.7%
金沢	88,170	172	71,234	80.8%
港北	169,757	151	112,574	66.3%
緑	77,265	123	56,906	73.7%
青葉	128,695	163	93,225	72.4%
都筑	83,052	123	51,012	61.4%
戸塚	118,659	220	85,105	71.7%
栄	51,219	88	41,774	81.6%
泉	62,010	154	47,423	76.5%
瀬谷	51,251	154	39,589	77.2%
合計	1,700,306	2,857	1,230,968	72.4%

自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移



区別自治会町内会加入率



横浜市から自治会町内会へ交付している補助金等について

1 補助金

(1) 地域活動推進費補助金

対象経費：防犯、防災、環境美化、レクリエーションなどの活動に伴う経費。

交付金額：補助対象経費の3分の1（限度額：加入世帯数×700円）

(2) 地域防犯灯維持管理費補助金

対象経費：防犯灯の維持管理費（電気料金、電球代など）。

交付金額：1灯あたり2,200円

(3) 町の防災組織活動費補助金

対象経費：自主防災活動（防災訓練、防災資機材の購入など）に伴う経費。

交付金額：申請世帯数（*）×160円

*「申請世帯」とは、加入世帯及び訓練等参加世帯を意味します。

2 広報配布謝金

横浜市及び神奈川県等が発行する広報紙を市内各世帯へ配布する場合の配布謝金。

交付金額： 「広報よこはま」 1部あたり9円

「県のたより」 1部あたり8円

「議会だより」 1部あたり4円

3 行政情報のスムーズな入手

横浜市では市政・区政情報を広報紙やホームページにより発信していますが、毎月開催される連合町内会定例会においても市政・区政情報の提供を行っています。

これを連合町内会長が持ち帰って地域の町内会長へ説明・伝達し、各町内会では必要に応じて回覧等を行っているため、迅速かつきめ細やかな情報を得ることが可能となっています。

○横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例

平成 23 年 3 月 25 日

条例第 12 号

我が国には家族や地域社会の^{きずな}絆を何よりも大切にする伝統があり、近隣に住する市民が互いに助け合い、支え合うことが地域社会の基盤となってきた。

しかし、昨今、人と人とのつながりが希薄になる中で、高齢者の孤独死や児童虐待といった事件・事故が年々増加し、家族や地域社会の絆が崩壊したのではないかと疑わざるを得ないような状況である。

横浜市においても、大都市ならではの課題が山積する中、自治会・町内会の加入率も年々低下している状況にあるなど、市民が自らできることは自ら行うことを基本とし、市民と行政が対等の立場に立って地域課題や社会的な課題に協働して取り組むという本来あるべき姿の実現のためには更なる取組が必要である。

ここに、市民が主体的に行う地域活動を促進することにより、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、地域活動の促進について市民及び事業者の役割並びに横浜市(以下「市」という。)及び市職員の責務を明らかにするとともに、地域活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域活動の促進を図り、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「地域活動」とは、主として市内の一定の地域を基礎として当該地域の市民が主体的に行う自治会・町内会活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動、防災・防犯活動その他の良好な地域社会の維持及び形成に資する活動をいう。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、地域社会の構成員として、地域活動が地域社会において果たす役割について認識を深めるよう努めるとともに、地域活動に関し、主体的な役割を担うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 4 条 事業者は、地域活動に参加するとともに、市が実施する地域活動の促進を図るための施策に協力し、及びその雇用する労働者が地域活動に円滑に参加することができるようにするため、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第 5 条 市は、地域活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、地域活動の促進を図るため、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市職員の責務)

第 6 条 市職員は、自らも地域社会の一員であるという認識のもと、常に市民の目線で考え、行動する姿勢を養うため、積極的に地域活動に参加するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第 7 条 市は、地域活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 地域活動団体(地域活動を行う団体をいう。以下同じ。)との連携を強化し、及びその活動を支援するため、並びに地域活動団体相互間で必要な連携の確保が図られるようにするための施策を推進すること。
- (2) 地域活動団体が行う当該団体への加入促進活動を支援するための施策を推進すること。
- (3) 地域活動の場の充実を図るため、地域活動のための施設の整備等の施策を推進すること。
- (4) 地域活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、地域活動団体に対し必要な情報の提供に努めること。この場合において、個人情報の提供が行われるときは、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号)の趣旨を尊重しつつ、地域活動の促進に寄与する観点から適切に行われるよう留意するものとする。
- (5) 前各号に掲げる事項を基本とする施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

(表彰)

第 8 条 市は、地域活動又は地域活動の促進に関して顕著な成果を収めたものの表彰を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市 自治会町内会に関する問い合わせ先

市外局番 (045)

各区・局担当課	郵便番号	住 所	電 話	F A X
鶴見区地域振興課	230-0051	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1687	510-1892
神奈川区地域振興課	221-0824	神奈川区広台太田町3-8	411-7087	323-2502
西区地域振興課	220-0051	西区中央1-5-10	320-8387	322-5063
中区地域振興課	231-0021	中区日本大通35	224-8131	224-8215
南区地域振興課	232-0024	南区浦舟町2-33	341-1235	341-1240
港南区地域振興課	233-0003	港南区港南4-2-10	847-8391	842-8193
保土ヶ谷区地域振興課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6303	332-7409
旭区地域振興課	241-0022	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6091	955-3341
磯子区地域振興課	235-0016	磯子区磯子3-5-1	750-2391	750-2534
金沢区地域振興課	236-0021	金沢区泥亀2-9-1	788-7802	788-1937
港北区地域振興課	222-0032	港北区大豆戸町26-1	540-2235	540-2245
緑区地域振興課	226-0013	緑区寺山町118	930-2232	930-2242
青葉区地域振興課	225-0024	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2291	978-2413
都筑区地域振興課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2474	948-2239
戸塚区地域振興課	244-0003	戸塚区戸塚町16-17	866-8412	864-1933
栄区地域振興課	247-0005	栄区桂町303-19	894-8391	894-3099
泉区地域振興課	245-0024	泉区和泉中央北5-1-1	800-2391	800-2507
瀬谷区地域振興課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町190	367-5699	367-4423
市民局地域活動推進課	231-0005	中区本町6-50-10	671-2317	664-0734